

管 第 54 号
建 技 第 28 号
平成 26 年 2 月 14 日

一般社団法人 富山県建設業協会 会長 殿

富山県土木部長



「平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る
特例措置について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび国土交通省より別紙のとおり通知されたことに伴い、富山県土木部では下記のとおり運用することとしたので参考までに送付します。ついては、貴協会会員に対する周知について、ご配慮願います。

なお、富山県土木部では、平成 26 年 2 月 1 日から「平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を適用していることを念のため申し添えます。

記

1 特例措置の内容

2 で対象とする工事の受注者は、「平成 25 年度公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を「新労務単価」に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 具体的な取扱い

- (1) 平成 26 年 2 月 1 日以降の契約である工事のうち、「旧労務単価」を適用して予定価格を積算しているものについては、次の式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

変更後の請負代金額 = $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：「新労務単価」及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

- (2) 平成 26 年 2 月 1 日より前に既に契約を締結している工事のうち、同日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」(平成 26 年 1 月 30 日付 国土交通省通知)1. (1) 及び 2. から 8. まで (4. (3)を除く。)の規定を準用するものとする。

(事務担当：管理課入札・契約係)

(事務担当：建設技術企画課技術指導係)